

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令案等の意見公募の結果について

令和3年11月8日
内閣官房内閣人事局
任用第二係

標記について、令和3年9月14日から令和3年10月14日までの間、広く国民の皆様から御意見を募集したところ、4件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見と、御意見に対する考え方を取りまとめましたので、次のとおり報告いたします。

本政令については、意見公募した案に基づいて定められ、本日公布され、令和4年2月1日に施行されます。

NO.	意見提出者	御意見／御意見に対する当局の考え方		提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	—	御意見	<p>(1) 採用試験政令第2条第3項（一定の範囲の知識を有する者）の件については問題ないとする。</p> <p>(2) 採用試験政令別表（採用試験により確保すべき人材）の件 物理及び化学を削除することには反対。 物理及び化学の科目は残しつつ、その科目において、業務上最低限知っておくべき点数（最低点）に満たない者は落第させるべきである。 ただ、最低点以上を取った者については、物理及び化学の得点は合否判定に考慮せず、それ以外の科目で合否を決めるべきだと考える。</p>	無
		当局の考え方	<p>海上保安大学校（以下「大学校」という。）は海上保安庁における将来の幹部の養成を担う機関ですが、従前は幹部である職員に求められる主な能力が、大型巡視船の船長等、海上にて巡視船を運用する能力であったことから、海上保安大学校学生採用試験により採用される職員（以下「学生」という。）についても、採用段階から海技免状の取得のために必要な「物理又は化学」の知識を求めていたところです。</p>	

			<p>しかしながら、近年、尖閣諸島周辺海域をはじめ、我が国周辺海域を取り巻く情勢が変化する中で、幹部である職員には、関係機関との協議・調整を行う能力や組織をマネジメントする能力が重視されるようになってきています。</p> <p>このような状況を踏まえると、より幅広い能力を有する者を対象とすることが適切であり、「物理又は化学」を試験科目から削除することで多様な受験者に門戸を広げることができるように考えております。</p>	
2	個人	御意見	<p>改正内容に加えて、採用試験により確保すべき人材の第一条件に日本国籍を有することと、多重国籍のものは認めない旨を追加して頂けると、助かります。</p> <p>理由は、国防を担う職員なのですから、日本国に忠誠を誓った人でないと国民の一人として安心できないからです。</p>	無
		当局の考え方	<p>本政令においては、国家公務員法第45条の2第3項の規定に基づき、採用試験により確保すべき人材に関する知識、能力等について規定しております。</p>	
3	個人	御意見	<p>望めば誰でも公務員になれるようにした方がいいと思います。公務員の採用年齢制限を撤廃し、受験すれば誰でも公務員になれるようにすべきです。公務員は待遇が良いです。現在、公務員は税金を使って豊かな生活を送っています。個人の所得の格差をなくすために、誰でも何歳からでも、良い待遇の仕事を得ることができる機会を、全ての国民に分け隔てなく与える必要があるはずですが。</p> <p>それができないのであれば、公務員の給与を下げるべきです。明文にあります、国民全体の奉仕者であるべき公務員が、被奉仕者より豊かな生活を送っている現状は、何か問題があるはずですが。ご一考くだされば幸いです。</p>	無
		当局の考え方	<p>本政令においては、国家公務員法第45条の2第3項の規定に基づき、採用試験により確保すべき人材に関する必要な知識、能力等について規定しております。</p>	
4	個人	御意見	<p>元々物理化学が入っていたのには「理由」があったはずですが、その理由が解消されるほどの環境変化があったということでしょうか？</p> <p>物理化学程度の知識は最低限必要と思われませんが。</p>	無
		当局の考え方	<p>海上保安大学校（以下「大学校」という。）は海上保安庁における将来の幹部の養成を担う機関ですが、従前は幹部である職員に求められる主な能力が、大型巡視船の船長等、海上にて巡視船を運用する能力であったことから、海上保安大学校学生採用試験により採用される職員（以下「学生」という。）についても、採用段階から海技免状の取得のために必</p>	

		<p>要な「物理又は化学」の知識を求めていたところではあるが、</p> <p>しかしながら、近年、尖閣諸島周辺海域をはじめ、我が国周辺海域を取り巻く情勢が変化する中で、幹部である職員には、関係機関との協議・調整を行う能力や組織をマネジメントする能力が重視されるようになってきています。</p> <p>このような状況を踏まえると、より幅広い能力を有する者を対象とすることが適切であり、「物理又は化学」を試験科目から削除することで多様な受験者に門戸を広げることができるようになると考えております。</p>	
--	--	--	--

○提出意見数：4件